

慈恩傳の成立に就いて

宇都宮清吉

慈恩傳十卷は古今に冠絶せる佛經の翻譯僧玄奘の傳記で其の生立ち・修業時代・貞觀三年以後の約十七ケ年に渡る印度への取經及び研究の旅の次第・及び其の歸唐後麟德元年遷化に至る約二十年の孜孜たる大譯經事業等に關する巨細が記述せられてゐる。初題によれば沙門惠立の原著に係り釋彦惊箋を爲したと言ふことになつてゐる。

されば本傳は玄奘を中心として其の一生に於ける隋唐時代の社會狀態、宗教界の有様を窺ふには是非參考にされる可き貴重材料であるのみならず、玄奘の驚異に價ひする大旅行が支那の民衆を刺戟することに依つて生じた「唐三藏取經詩話」を初めとし「繡像西遊真詮」等と言ふ作品に至る有名無名の一聯の空想的な藝術の源泉として此の方面の研究者の參考資料となり更に又輓近勃興し來つた東洋學上燦然たる燈明臺の役目を有し、歐洲に於いてジュリアン氏^③、ビール氏^④、乃至はワッターズ氏^⑤の翻譯研究書相ついで生れ出づるや、西域地方印度地方の歴史的地理學的將又土俗學的の諸研究には夫の玄奘奉詔譯、辯機撰に成れる大唐西域記^⑥と共に殆んど唯一の史料と言つても過言とは思はれぬ程に重要

視せられるに至り、此の領域に於ける述作には常に豊富なる論據を提供しつゝあるのである。

本傳は斯くの如く學界の各領域に於いてその眞價を認められてゐるものであるが未だ本傳それ自身に就いての根本的な反省に至つては盡されたとは言ひ得ない状態にあるのではないかと私かに思ふのである。望月信亨氏はともすれば慈恩傳の眞價を、その引用せる「良訓補忘集」の著者と共に疑はんとするの態度に出で、松本文三郎博士は惠立五卷本の製作年代並びに惠立原著と彦棕の文との限界に就いて疑問を提出せられてゐる如きは其の明らかなる證徴ではないであらうか。此の小篇執筆の目的は實に實に本傳に就いての斯様な方面の反省を試みて見たいと言ふに止まる。慈恩傳と普通に呼び習はされてゐる書物はその完名を「大唐大慈恩寺三藏法師傳」と言ひ十卷から成り立つてゐる。現今の様に藏經の一部に加へられたのは智昇の「開元錄」以來で同書に

大唐慈恩寺三藏法師傳十卷

右一部十卷其本現在。(第九卷)

とあるは本書の存在が記録せられた最初であらう。又他の部分では智昇は僧祐の釋迦譜以下四十部三百六十八卷の書を列舉してその末に

右釋迦譜下合四十部三百六十八卷。並是此方所撰傳記。然於大法禪助光揚。故補先闕。編之見錄。(第十七卷)

と言つて彼が新に本傳を藏經の一部に編入した所以を説明してゐる。斯くして慈恩傳は藏經に編入され、同じく智昇の「開元釋教略出録」には

大慈恩寺三藏法師傳十卷、唐西太原寺沙門惠立撰

自一帙計一百九十三紙右

(第四卷)

とあつて本傳が彼の時代右字の函に收められてゐたことが知られる。而して本書の藏經中に於ける斯様な位置は下つて宋代の大藏經翻刻の場合にもそのまゝ襲用され崇寧、紹興の二時代に上梓された醍醐三寶院所藏の宋藏本(北宋)^⑪、京都知恩院所藏の宋藏本(南宋)^⑫の二つの板本は何れも右字の函に收められてゐるのを見る。

而して本傳を略稱慈恩傳と言ふことは古い傳統に基づくものであつて今日慈恩傳最古の善寫本である奈良興福寺所藏卷子本の第二卷に僅かに残つてゐる表包紙には明かに「慈恩傳」と記るされ内藤虎次郎博士所藏の大治年間移點の卷子本第七卷にも大唐慈恩傳の文字が讀まれる。唐代に於いても既にかく呼ばれてゐた證據に大唐三藏大遍覺法師塔銘並序^⑬の序文中に「三藏事跡載國史及慈恩傳今塔在長安城南三十里」とあるのである。猶宋高僧傳の彦棕本傳^⑭によれば、惠立が已にその原著に慈恩傳と稱したとあるが、これは疑問である。よしんば彼が自ら慈恩傳と稱したとしても、それは現に言はれ又大遍覺法師塔銘の序に言はれてゐる様に「大唐大慈恩寺三藏法師傳」即ち玄奘の全傳を意味しないことは

後説の通りである。

偕て慈恩傳の完名は前にも言つた様に「大唐大慈恩寺三藏法師傳」であつたが、是は今日の完成せる玄奘の全傳に對してこそふさはしい名であれ、決して彦棕の本傳にある様に、玄奘の傳としては未完成であつた(後説)等の惠立の原著本に慈恩傳、即ち「大唐大慈恩寺三藏法師傳」の意味に於ける慈恩傳と言ふ名は似合はないのである。故に當然惠立の原著本に對する題名は惠立の著書の目的と内容にそつたもので前記完名とは異つたものでなければならぬと考へられる。於是開元録の惠立の小傳を見るに

立以玄奘法師求經印度。若無紀述。季代罕聞。遂撰慈恩三藏行傳 云々(第九卷)

とあり、果然惠立原著の題名は「慈恩三藏行傳」であつたことが判明する。惠立の感激して書かうと思ひ立つた書物の内容が全く玄奘の印度旅行及びそれに附隨した事蹟であつたと言ふことは彦棕の本傳にも(惠立)性氣怱怱。以護法爲己任。著傳五卷專記三藏自貞觀中一行盛化及西域所歷夷險等。號慈恩

傳 云々(第四卷)

とあつて前記惠立小傳の記載と少なくも此の事に關しては一致するから此の點から考へるなれば惠立小傳がその著書を以つて慈恩三藏行傳と名づけたとなすことは蓋し正當と爲さなければならぬ。從來の學者で惠立の原著本が「慈恩三藏行傳」であつた事に注意を拂つてゐるのは唯一人ジュリアン氏のみではないかと思ふ。氏は開元録の前引の惠立傳に據つてそのことに觸れてゐる。そしてその題名を譯

し) Histoire des voyages du maître des trois Recueils, du couvent de la grande bienfaisance. 270
へ言ひ、原著の目的も玄奘の印度取經並びに研究の偉大なる旅行に對する讚美であつたことを理解してゐる。然り少くも理解してゐねばならぬと思はれるのに氏は他の所に於いて彦棕傳の記事を其の儘受け容れた爲めと又惠立原著の成立年代と言ふものに全く無關心であつた爲めとで惜しくも惠立原著の題名は慈恩三藏行傳であつたことに氣づきつゝ尙ほその完名を以つて大慈恩寺三藏法師傳であつたとわざ／＼脚註を施す誤謬に陥つてゐる。偕て果して右の様に惠立原著の題名が「慈恩三藏行傳」であつたとするなれば次に來る問題は其の書の成立が何時であつたかと言ふことになると思ふ。

慈恩傳十卷は彦棕の序に「垂拱四年三月十五日仰上」^{967 A. D.}とあるから其の頃に完成したものとしてよい。而惠立の原著本即ち慈恩三藏行傳の成立が何時であつたかと言ふことは明記したものがないから一寸不可解の様に思はれる。松本博士は麟徳年間の事であらうと言つて見えるけれども確定的な結論には達してゐられない。²⁰然らば惠立原著の年代は絶対に不可知であらうか。管見を以つてすれば必ずしも左様でないと思はれる。慈恩傳第 卷の末に收められてゐる「惠立論」はその内容から推して其の「贊」と共に惠立原著の最末尾に附加せられてゐたもので原著の目的と内容を抽象美化して綴られたものであること何人と雖も認め得られる所である。従つて其の内容には玄奘の歸唐以後の事實に就いては少しも觸れられてゐないのは當然とす可きである。而して此の論中に

皇帝握龍圖而纂曆。應赤伏以君臨。戮鯨豕以濟群生。盪雲霓而光日月。正四維之絕柱。息滄海之橫流。重立乾坤再施鎔造。九功苞於虞夏。七德冠於曹劉。中略又西州石瑞松縣琨符。紀聖主千年之期。

顯儲君副承之業 云々

と言つてあるが此處に所謂皇帝並「儲君」とは果して誰を指すか。唐代「皇帝」と稱せられて斯様にまでその創業の大功を絶讃され得可き人は勿論太宗を除いて他にある筈ないから當然「皇帝」は太宗でなければならぬ。而も敢て廟號である「太宗」を用ひずして「皇帝」と言つてゐるのは此の「論」が成立した時代に太宗が未だ在世してゐたことを物語る明證であると思ふ。既にして「皇帝」が太宗であれば儲君は明かに後の高宗即ち即位前の「治」であつた筈である。

即ち惠立の「論」の出來た時代は世はなほ「貞觀」に屬して太宗はその位にあり高宗は皇太子として春宮に居たのである。さればこそ惠立は同論中玄葬の歸唐の年次を記して

今唐十九年春正月二十五日還長安 云々
645 A. D.

と言つて敢へて貞觀の年號を用ひなかつたものであると思ふ。然るに貞觀は二十三年を以つて終つて

ゐる。是は同年の五月己巳に太宗が殂落したからで、25是を前引皇帝云々の文と照合して考へると、惠立

の「論」は當然二十三年五月己巳以前の作でなければならぬことになる。果して此の「論」にして右の様な時代に出來たものとするなれば其の本文たる可き慈恩三藏行傳の成立年代又推して知る可きではな

いだらうか。而して惠立原著の題名には既に「慈恩」の冠辭が附せられてゐるから當然。又玄奘が慈恩寺の僧となつてから後の作である可きである。慈恩傳卷七には

戊申(貞觀二十二年十月一日)皇太子又宣令曰。營慈恩寺。漸向畢功。輸奐將成僧徒尙闕。伏奉勅旨度三百僧。別請五

十大德同奉神居。降臨行道。其新營道場宜名大慈恩寺。別造翻經院中略。令法師移就翻譯。仍綱維

寺任。法師既奉令旨。令充上座 云々

○三六〇

とあるから玄奘が慈恩寺の僧となつたのは二十二年十月一日以後の事に屬すると思はれ後述する様に彦棕が據つた冥詳の「大唐故三藏玄奘法師行狀」や又道宣の著した續高僧傳の玄奘本傳にも一見玄奘の慈恩寺僧となつたのは二十二年十月であつたかと思はれる記事がある。而して此の二書の記事は單に十月以後のことであつたことだけは判るけれども必ずしも十月であるとは斷定の出來ない性質のものである。²⁷⁾のみならず慈恩傳の記事にしても幾分疑問である。何となれば慈恩傳の第六卷以後は後で言ふ様に特別な部分を除いては全然彦棕の手になつたものであるから、その部分が持つてゐる著るしい特徴として今の場合でも干支の日附けに誤謬があるのではないかと思はれるからである。即ち彦棕は前掲引用文の直前に於いて

冬十月(二十二年)車駕還京。法師亦從還。先是勅所司。於北闕紫微殿西別營一所。號弘法院。既到居之。晝則

帝留談說。夜乃還院翻經。更譯無性菩薩所釋攝大乘論十卷世親論十卷。緣起聖道經一卷。百法明門論一

卷。

なる記事を書せ太宗が玉華宮から十月長安に還り玄奘もそれに從つて到り新設の弘法院で相當な部數の翻譯を爲したことを傳へてゐる。そして次に戊申云々と書いて恰もこの事實に繼起して玄奘が慈恩寺の僧になつたかの如くに記してゐる。然るに太宗が玉華宮から長安に歸つたのは新唐書に據れば十月癸丑(本紀)で六日に當り舊唐書に據れば十月癸亥(本紀)で十六日にあたる。何れにしても戊申即ち一日よりは後のことではなければならぬ。他の場合から推して考へるに彦棕が果してこのことに氣附いてゐたかどうかは疑問とす可きで、例へ事實は彦棕の書いた通りであつてもその起つた日附けには必ずや誤謬があらうと思ふ。況や十月中は少くも玄奘は弘法院で新しい翻譯事業に急がしかつた筈である。故にその月に玄奘が慈恩寺の僧となつたと言ふことは信す可からざることである。於是唐會要を見るに

(慈恩寺)晋昌坊隋無漏廢寺。貞觀二十二年十二月二十四日高宗在春宮爲文德皇后立爲寺云々(卷四十八。寺の項)

と言ふ記事がある。蓋しこれは慈恩寺の完成した日を録してゐるものと思ふが此記録を慈恩傳第七卷の

十二月己巳(二十二年十二月二十三日)旦(江夏王等)集安福門街。迎像送僧入大慈恩寺。中略。先是内出繡畫等像二百

餘軀。中略。宿弘福寺。并法師西國所將經像舍利等。爰自弘福引出安置於張坐及諸車上。處中而進云々。

とあつて玄奘等が此の日を以つて弘福寺を引拂つて大慈恩寺に遷つたことを思はせる記事と照合して考ふるに日附けに於いて幾分首肯し難い所もある様なれども此點は例によつて彦棕に誤りあるものとすれば玄奘が大慈恩寺に入つて其の僧となつたのは少くも貞觀二十二年十二月以後であると考へて不可でないかと思ふ。即ち玄奘が大慈恩寺の三藏法師と呼ばれる様になつたのは此の時以後であらう。

されば惠立の「慈恩三藏行傳」も亦少くも右の時以後の作であつて是を前に述べた惠立原著の成立年代は貞觀二十三年五月己巳以前であるとの考へと綜合すれば惠立の書は實に貞觀末年太宗在世中の最後の數ヶ月中に於いて成立したものであると斷言し得ると思ふのである。然るに開元錄の惠立小傳には惠立が其の著書を「未成而歿」したとしてあり彦棕の慈恩傳序にも

因修撰其事以貽終古。乃削藁云畢。慮遺諸美。遂藏之地府。代莫得聞。爾後役思纏痾氣懸鍾漏。乃顧命門徒掘以啓之。將出而卒。

と言つてあり惠立の生存中には或は彼の原著が未成であり、従つて世人の耳目にふれてゐなかつたかと思はれる。而し開元錄が「未成而歿」と言つてゐるのは惠立の原著が慈恩寺三藏法師玄奘の全傳として完成したものでなかつたことを示してゐるもので決して文字通り未成なのではないと思ふ。その證據に此の惠立小傳では彦棕が續して十卷としたと言つて居り決して宋高僧傳の彦棕本傳に於ける様に

補註をして十卷と爲したとしてゐないのである。

即ち惠立小傳の「未成而卒」すとは先に述べた様な原著成立の所以から推測する時は却つて反面に於いて原著が慈恩三藏行傳としては完成してゐたけれども大慈恩寺三藏法師傳としては未だ完成してゐなかつたことを消極的に證明してゐるものであると思ふ。而し惠立は原著脱稿後親しく玄奘の譯場に於いて其の未曾有の偉業を目前してゐた筈で、⁽¹⁰⁾到底自己の著書の以て玄奘の眞面目を表す所以でないことを知り、その書の公表を躊躇したものでないだらうか。そうしてこれが、かの彦棕序に所謂「乃削藁云畢。慮遺諸美。遂藏之地府。代莫聞得」と言ふ記事となつたのではないだらうか。彦棕序の前掲引用文は宋高僧傳の彦棕本傳及び同じく惠立傳にも略出されてゐるが、恐らく何れも彦棕序に源を發するものらしく、⁽¹¹⁾而も何となく神秘的で事實の様には思はれぬ節がある。

彦棕は慈恩傳序に於いて前引の様に惠立原著の世に出たのは惠立の歿後だと言つてゐるが果して是は正しいかどうか。惠立の歿年に就いては精しく考ふ可きものが無い。而し道宣の集古今佛道論衡に(龍)三年四月十四日於蓬萊宮月坡北亭。與道士姚義玄等五人。西明寺僧子立等四人講論云々(卷丁)とあり西明寺僧子立とは開元錄惠立小傳に

釋惠立本名子立。天皇改爲惠立。

とあり又集古今佛道論衡に高宗が顯慶二年六月中僧道士各七人を百福殿に集め對論させた時惠立の論

法が最も良かったと言ふので叡感に與り、遂に七月中、西明寺の都維那に任せられたと言ふ記事があるから、⁽³⁴⁾是は明らかに「慈恩三藏行傳」の原著者惠立を指すもので、即ち惠立は龍朔三年當時猶未だ西明寺の僧として活躍してゐたことが知られる。そして惠立小傳には猶惠立は西明寺の僧たりし後又太原寺主を授けられたとしてあり、開元錄には惠立を西太原寺沙門とタイトルしてあるから少くも惠立が龍朔三年以後直ちに太原寺の主僧となつたとしても猶ほ恐らくその歿年は麟徳元年の玄奘遷化に遙かに後れたものと考へることは決して暴論の様には思はれない。然るに此處に玄奘の遷化後數ヶ年以内には完成したと思はれる道宣の續高僧傳の玄奘本傳は明らかに、惠立原著を抄録することによつて其の玄奘歸唐以前の記事を成してゐること喋々の論を要せず且つその成立も玄奘の遷化後、年を出でずと思はれる夫の冥詳の大唐故三藏玄奘法師行狀を參考にした跡歴然たる事實がある。

道宣の玄奘本傳は同人の著たる集古今佛道論衡に玄奘の猶ほ玉華寺に於いて盛んに翻譯してゐる時代の略傳を載せ

今在北山玉華宮寺。頗徒翻經勤注不絕。然其高行不可具陳。別有大傳。廣文如後。⁽³⁵⁾ (卷丙)

と言つてある所によれば道宣が此の略傳を書いた時には未だ玄奘の傳は彼に依つて書かれてゐなかつたが勿論後になつて書く積りのあつたことを示してゐるものではないかと思ふ。そして此の當時彼の胸中に計畫されてゐた大傳こそ即ち今の續高僧傳の玄奘本傳ではないか。果して然りとせば彼の玄奘

本傳は何時出來たものであるか。玄奘本傳の文末を觀察するにそれは玄奘墳墓の樊川改葬の記事で終つてゐる。而して樊川改葬の事實は慈恩傳第十卷並びに殆ど慈恩傳のみによつて書かれたと思はれる。大唐三藏大遍覺法師塔銘并序には共に總章二年四月八日のことゝなつて居り、開元錄第八卷の玄奘傳には同じく元年650 A.D.の同月同日となつてゐる。何れにしても乾封二年十月657 A.D.に歿した筈の道宣658がその著述中に書き得ることではない。故に當然これは後人の筆であると思ふがそれ以外の全文は恐らく玄奘遷化の後道宣の歿に至る約四ヶ年の間に完成されたと見る可きである。

而して彼道宣は此の玄奘本傳を書く爲めにどんな資料を使つたかと考ふるに彼は當時に於ける佛教史家の第一人者で此の長からぬ本傳にさへ實に豊富な智識を示し且つ獨創的に綴られてゐるのである。が第一には彼の續高僧傳中の他の僧侶の傳或はその資料が玄奘傳の資料となつてゐる。文中沙門玄會や法常僧辯等に就いての獨特の記事は是に屬すると見られる。又大唐西域記は彼の盛に用ひた資料であることは其の文を大唐西域記に就いて校比すればすぐ判る。由來彼は大唐西域記を節記して釋迦方志を編んだ程の西域記通である。⁽³⁸⁾その著書に是の盛に引用されるのは當然であらう。その他に彼が使用したものの内此處に問題としたいと思ふ冥詳の大唐故三藏玄奘法師行狀は最も重要なものゝ一つである。大唐故三藏玄奘法師行狀も當然玄奘歿後に書かれたものであるが若し冥詳にして既に惠立の原著を抄録したものとすれば道宣は當然又此の原著を見てゐねばならないが、道宣の本文と慈恩傳の惠

立原著の部分及び冥詳の「行狀」の三者を校讀するに、如何にしても道宣は惠立原著に據つたのではなく寧ろ冥詳の「行狀」によつたものであることが結論づけられて來るのである。その理由は三つある。

一、抄録の仕方が冥詳道宣は一致する。

二、惠立原著になく「行狀」にのみ存するものが道宣の本文にあつて兩者一致してゐる。

三、道宣が「行狀」を參考にしたので冥詳が道宣を參考にしたとは思はれぬ。

一、に就いて略説すると、

「行狀」の「迦濕彌羅國より展轉到劫毘陀國」の文章と道宣の「國有大德」以下「至劫比他國」に至る文章とは道宣が文中大唐西域記を引用してゐると思はれる所の他は、兩者が同 原書より互ひに無關係に引用したものはどうしても考へられず、必ずや他が一方を參考にしたものと思はれる。この例は猶ほ那爛陀寺へ玄奘が四十大德に迎へられたと言ふ邊りの兩者の文章及び玄奘が勝軍論師を尋ねて師事する邊りの文章に於いても見られる所である。

二、に就いては玄奘が拘摩羅王の所で異黨外道と對論し又王の爲めに三身論を造つたと言ふことは慈恩傳にはないが冥詳と道宣の著書にはそれ／＼あり兩者は殆んど同文字の文章である。

三、は即ち以上の事實と兩者の文章の性質から考へて生ずる當然の決論である。即ち冥詳の書は徹底的な惠立原著の抄録であることは誰人も否まぬ處であるが道宣の書は前にも言つた様に彼の獨創的

な書である。冥詳は僅かに卷頭に於いて玄奘の家系のこと及びその修業時代のことに就いて惠立より異聞を廣めてゐるに過ぎず他の部分では徹頭徹尾惠立のみをこれ抄録したのである。然るに道宣は各種の資料を案配してその著を形成してゐる。されば若し一方が他を参考にしたとすればその著述の態度から推して當然道宣が冥詳を参考にしたとす可きである。故にたゞ前記(二)の場合の様なことがあつても是を冥詳が道宣より採り來つて補つたと考へるよりも冥詳は何等かの資料に依つて惠立の缺を補つたが道宣はその補はれたる冥詳の文によつて又自己の文を綴つたと見る方が妥當であると思はれる。⁽¹⁰⁾

以上に依つて考へると冥詳の「行狀」は如何に晩く見ても道宣の歿年たる乾封二年よりは早い時代に出來たものでなければならぬ。而るに冥詳はその文末往々にして「若斯法師還國已來于今二十載」とか「今日法師唐梵二方。言詞明達……」と言つて如何にもその著の製作年代の玄奘歿を去ること遠からぬ時代の氣分を著してゐるのであつて恐らくは玄奘歿の當年に於いて已に完成したものではないかと思ふのである。而して斯様な時代に製作された冥詳の「行狀」がすでに惠立の原著を抄録してゐるとすれば、それは當然惠立が猶ほ生存してゐたと考へる方が寧ろ無理でない時代に於いて既に彼の原著が冥詳等の如き人々には讀まれてゐたと言ふことを示し、又道宣の如き博學の士の敢へて惠立原著を参考にしてゐないと言ふことは以つて惠立原著の存在が極めて私的なもので公表されてゐなかつたことを

傍證するものではないかと思ふ。然り惠立の原著は決して「地府に藏して代が絶対に之を知らなかつた云々」とすることは寧ろ誇張神秘化の意を盛つた言であるのみならず管見を以つてすれば惠立自身その著脱稟後猶補筆したのではないかと思はれる箇所さへある。即ち慈恩傳第四卷に玄奘が勝軍論師の元で見た戒日王歿後印度荒亂夢に就いての記述の終りに

及永徽之末。戒日王果崩。印度飢荒並如所告。國家使人王玄策備見其事。

と言つてゐるのは惠立が太宗殂落前の數ヶ月以内にその書を脱稿した時には當然書かれ得可きことではない。故にこれは脱稿後の補筆と目す可きである。又此の文が決して彦棕の筆によつて補はれたものでないのは冥詳及びそれに據つた道宣の文中にこれが録せられてゐるのでも判る。

而して惠立原著は彦棕序に依れば後不幸にして散佚の禍に會したが累載搜購の結果再び集聚せられ彦棕は此處に筆を執つて初めて今日の大唐大慈恩寺三藏法師傳十卷を成したのであり、かくて玄奘の全傳は永へに傳へられる様になつたのである。彦棕は此の間の事情を録して次の様に言つてゐる。

此傳流離分散他所。累載搜購。近乃獲全。因命余以序之。中略。方乃參犬羊以虎豹。糝瓦石

以琳瓊。錯綜本文。箋爲十卷。云々

而して右引用文中「箋爲十卷」は興福寺寫本、松本博士所藏寫本、宋本何れも「分爲十卷」とあるから恐らく分に作るのが正しいと思ふ。

偕て惠立の原著本が五卷であつたことは彦棕序及び之に據つたと思はれる宋僧傳の彦棕本傳に言はれてゐる所で恐らく正しいと思はれるが然らば彦棕はその五卷本を如何にして今日の十卷本の形に改めたか。彦棕自ら言ふ所によれば本文に自己の文を錯綜して十卷となしたと言つてゐる。是は一體如何なる意味か。少しくこのことに就いて考へて見度い。

宋僧傳の彦棕本傳に據れば

弟子命棕排次之。序引之。或文末充或事稍虧。重更申明曰箋述是也。乃象鄭司農箋毛之詁訓也云々

とあつて彦棕が惠立の五卷本を十卷にしたのは丁度夫の鄭玄が毛詩の詁訓に「其義若隱略則更表明。如有不同卽下己意使可識別也」⁽¹⁰⁾と言ふ考へで箋を施したと同じ立場であると爲してゐる。卽ち是に従へば惠立の五卷本は本來玄葬の全傳として缺點はあるが兎に角完成してゐたので、たゞ彦棕は所謂其の隱略の所乃至は文の未允なるを「重更申明」したのであり、その「箋」とは卽ち「補註」の意味であると言ふことになると思ふ。換言すれば此の説は彦棕が惠立の原著に就いてたゞ是を内部的に補充したと言ふのである。

又開元錄によれば(惠立小傳)。

後廣福寺沙門彦棕續而成之。總十卷。故初題云。沙門惠立本釋彦棕箋是也。

とあり、是によれば彦棕は惠立の原著に更に玄葬の後半生の傳を外部的に接續さして十卷本を形成し

たと言ふことになる。従つてこれによれば彦棕執筆の箇所は惠立原著の終つてゐた次のバラグラフからであることになり「箋」とは決して彦棕本傳に言はれてゐる様な意味ではない様に思はれる。

即ち彦棕の所謂「箋」になれる慈恩傳十卷の成立に就いては根本的に異なる二つの對立説が存在するのである。而して此の二説に就いて諸學者は如何なる見解を執つてゐるか。夫の慈恩傳の佛譯者として有名なジュリアン氏はその序文に於いて慈恩傳十卷の成立に關しては彦棕本傳の所説に従ひ其の結果氏は慈恩傳の全卷はともかく一度惠立によつて完成され彦棕はたゞ是を内面的に補足したに過ぎぬ様に考へてゐる。故に氏はその譯書の最終卷に於いて

Ho-ei termine ce dernier livre de l'ouvrage par un long et pourpeux panégyrique de Hienou-tsang. ⑩

と脚註し又先にも言つた様に惠立原著本即ち「慈恩三藏行傳」の完名を以つて「大慈恩寺三藏法師傳」であつたと註してゐるのである。

同じく慈恩傳の英譯者たるビール氏は先づジュリアン氏によつて

It was written, probably in five chapters, in the first instance by Hwui-li, one of Hienou-tsang's disciples, and afterwards enlarged and completed in ten chapters by Yen-tsong, another of his followers. ⑪

と言つてはゐるが氏がジュリアン氏と根本的に相異なる點は彦棕箋の意味を以つて

He added an introduction and five supplementary chapters. The five chapters added by Yen-tsong are

probably those which follow the account of Hsueh-Tsiang's return from India and relate to his work of translation in China. ⁽⁹⁾

と解してゐる點であると思ふ。ビール氏の此の考へはむしろ開元録惠立小傳に一致するものである。日本でも例へば境野黄洋博士は彦棕本傳によつて之を惠立が一度全般に渡つて傳したのを彦棕が加筆解説したものであると考へ松本文三郎博士も亦大體彦棕本傳によつて惠立原著の完成は麟徳年間のこととの見當をつけてゐられる。⁽¹⁰⁾

以上で窺つた如く諸學者は多く彦棕本傳によつてその言ふ所を祖述してゐるが獨りビール氏のみは寧ろ開元録の惠立小傳に一致すると思はれる意見を提出してゐる。管見を以つてすれば前にも言つた様に惠立原著の五卷本はその名の示す如く全く玄奘の印度遠征とそれに附隨せる種々の殉教的な事蹟が記載の主目的であつた筈であり、且つその成立年代も太宗在世中の最後の數ヶ月であつた筈故、彼の原著を以つて彦棕本傳に言つてゐる如く彦棕がたゞ「内面的に補足すれだ足りた玄奘の全傳」となすことは根本的の誤謬であると思ふ。即ち彦棕が執筆するに當つては必ずや惠立とは別な玄奘の後半生の時代を惠立が用ひし資料以後の資料を以つて綴つたもので玄奘の全傳は彦棕が惠立の原著に引續いて書いた結果初めて完成したのである。されば其文大體に於いて餘りに潤色多き彦棕本傳の所説は信するに足らず開元録の惠立小傳の方信す可きである。

果して然らば彦棕自身が本文に錯綜して十卷となしたと言つてゐるのは如何なる意味か。若し是を文字通りに解するとすれば或は彦棕本傳に言つてゐる所と一致するとも考へられ、従つて彦棕執筆の當時既に惠立の原本は玄舛の全生涯に般る傳記として存在してゐた、との結論に達せられぬこともない。而し慈恩傳を詳しく披讀すれば彼の謂ゆる「錯錯本文箋(分)爲十卷云々」とは決して文字通り解す可きでなく、寧ろ次に掲ぐる(二)の事實を他にしては此の語はもつと修辭的な意味に解して「自分は惠立の五卷本に續けて玄舛の後半生の業績を傳し且つ編次の都合上之を十卷となし惠立の論讚は之を第十卷に収録したが、これは玉石混淆で相濟まぬことである」位に考へるのが妥當の様である。何を以つて然か言ふかとなれば、

一。彦棕は冥詳の「行狀」を參考にしたが惠立原著の部分はこれによつて毫も改變されし痕なし。

二。彦棕が筆を執つたことを示す「釋彦棕箋述曰」の六字は惠立の原著たる可き部分には絶無であるのに正に初めてその六字の表れる前文に於いて兩者の文の交錯してゐる痕を發見し得るからである。

一、の場合に就いて言はん彦棕が慈恩傳十卷を作る時「行狀」を參考にしたことは後で述べるが、此の冥詳の「行狀」は冒頭の玄舛の家系、修業時代の記事に就いて惠立原著に據りつゝ幾分の異聞を録してゐる。然るに彦棕は其れによつて毫も惠立原著を改篇せず、舊態を存した様である。これ必ずや先輩惠立に對する尊敬の念から然くなしたものであらう。

二、の場合に就いて言ふに彦棕は惠立原著に接續して十卷本よりなる玄奘の全傳の編著を爲す時編輯の都合上から原著の第五卷末から若干文を切り下げて自己の第六卷卷頭に編入したと思はれる。何となれば惠立の「論」は前にも言つた様に彼の原著の内容を要約美化したものであつて、それに據ると玄奘が貞觀十九年春正月二十五日長安に歸還し四民の大歡呼をうけたと言ふ所で重要な記事は終つてゐる。故に惠立の本文も當然其の邊で終つてゐねばならぬと思ふ。然るに慈恩傳第五卷は玄奘が長安の西漕に着いた所で終りを告げてゐる。即ち後のことは第六卷にあるのではないかとの見解を生せしめる。是によつて第六卷初頭を詳見するに果してその痕跡を發見する。少しく煩雜の様ではあるが問題とす可き箇所を左に掲げる方が便宜であると思はれるから之を掲げることにする。

貞觀十九年春正月景子。中略。自漕入舍於都亭驛。其從如雲。『是日有司頒諸寺具帳與花幡等擬送經像于弘福寺。人皆欣踊各競莊嚴。翌日大會於朱雀街之南凡數百件部伍陳列。即以安置法師於西域所得如來舍利一百五十粒。摩揭陀國前正覺山龍窟留影金佛像一軀通光座高三尺三寸。擬婆羅痲斯國鹿野苑初轉法輪像。刻檀佛像一軀通光座高三尺五寸。擬橋賞彌國出愛王思慕如來刻檀寫真像。刻檀佛像一軀通光座高二尺九寸擬劫比他國如來自天宮下降寶階像。銀佛像一軀通光座高四尺。擬摩揭陀國鷲峰山說法花等經金佛像一軀。通光座高三尺五寸。擬那揭羅曷國伏毒龍所留影像刻檀佛像一軀。通光座高尺有五寸。擬吠舍釐國巡城行化刻檀像等。又安置法師於西域所得大乘經二百二十四部。大乘論一百九十二部。上

座部經律論一十五部。大衆部經律論一十五部。三彌底部經律論一十五部。彌沙塞部經律論四十二部。說一切有部經律論六十七部。因論三十六部。聲論一十三部。凡五百二十夾。六百五十八部。以二十匹馬負而至。』其日諸司普班諸寺。但有寶帳幢幡供養之具。限明二十八日旦。並集朱雀街。擬迎新至經像弘福寺。於是人增勇銳。各競莊嚴窮諸麗好。幢帳幡蓋寶案寶輿。寺別將出分布訖。僧尼等整服隨之。雅梵居前薰爐列後。至是並陳於街內。凡數百事。布經像而行。」

此處に「』を施した部分と「」を施した部分とはその内容が重複して全く同一のことを言つてゐるのは誰もが首肯し得る處であると思ふ。たゞ「」中の文が幾分不徹底の嫌あり且つ二十八日とあるは少しく疑問であるがこれは明らかに誤りである。前掲文を互ひに繼起した事件として考へるなれば二十八日は當然二十七日でなければならぬ。然し繼起したものとはどうしても考へられず、必ず重複した文章としか考へられぬから二十八日は當に二十六日の誤りでなければならぬ。

さて第六卷々頭には前掲した様に明らかに重複した處があるがこれは正に惠立の本文に彦棕の接續した文章が交錯してゐるからであると思ふ。此の兩者の文の交錯した所の他の場所に於いては五卷以前には絶対に彦棕の補筆の跡なく後五卷中には「論」讚を除いて他には絶対に惠立の文は存在しないのである。されば所謂「箋」とは彦棕の筆になれる第六卷以後を總體的に指すもので「釋彦棕箋述曰」とは此處の場合を除いては決して「釋彦棕惠立本文に補註して曰く」の意味ではなく寧ろその前段に於い

て彦棕が構成せる文章に對して自ら述べたる感懷の文と見る可きであるまいかと思ふ。

果して然りとするなれば前掲の重複せる文章の内の何れの部分が本來の惠立の原著のもので何れが彦棕のものであるか。是を決定する鍵の役目をなすは實に冥詳の大唐故三藏玄奘法師行狀であらう。是は惠立原著を抜萃抄録したものであること前にも言つた通りで此の部分は寧ろ『』の方より抄録したこと明らかであるから惠立の本文も當然『』の方であつたと考へられる。即ち於是「」の部分で脱して卷頭から讀み續け慈惠傳最初の「釋彦棕箋述曰」の前段に至つて終つてゐる文章は丁度玄奘の歸唐、即ち長安入り並びに弘福寺晋入のことを序したもので大體惠立の「論」の内容に該當するものである。換言せば惠立が著した五卷本の慈惠三藏行傳とは當に上來述べ來つた様な内容と成立年代を以つて彦棕に引き繼がれた書物である。そして今日第十卷末に收められてゐる惠立の「論」と「贊」とは上述の様な五卷本の末尾を飾つて正しく纏つた一書を形成してゐたものである。

猶第六卷々頭に於ける貞觀十九年春正月景子^⑩と言ふ日附けの景子なる二字は恐らく本來は無かつたのではないか。否それのみならず今一步を進めて考へることが許されるなれば惠立の原著には恐く確然と何日とは記るして居なかつたのではないかとさへ思はれる。何故となれば玄奘の長安に入つたのは惠立の「論」に依れば貞觀十九年春正月二十五日とあり、道宣の續高僧傳の玄奘本傳にも

以貞觀十九年正月二十四日届于京郊之西。中略。將欲入都。人物誼擁取進不前。遂停別館。通夕禁衛。候

備遮斷。停駐道傍。從故城之西南至京師朱雀之都停驛二十里。列衆禮謁。動不得云々。

とあつて長安の西漕に達したのは二十四日であつたが、群衆の雜踏で遂にその日は長安に入都出來ず別館に宿つたことが記されてゐる。而して玄奘が長安の西漕に達した日群衆の雜踏歓迎の爲めに遂に漕上に宿つたと言ふことは慈恩傳第五卷の末にも記されてゐる。されば玄奘の入都はその翌日即ち二十五日であつたこと肯づかれる。然るに獨り冥詳のみはその「行狀」の文末に於いては正しく惠立の「論」をそのまゝに引用し玄奘入都の日を以つて二十五日としてゐながら本文中に於いては

以貞觀十九年春正月到長安。於西域請轉法輪像等七軀。經論六百五十七部。佛肉舍利一百五十粒。二十五日送經像於弘福已。

と言つて弘福寺晋入の日を以つて二十五日としてゐる。前に掲げた第六卷々頭の文中惠立の本文たる可き部分によつて考ふるに、既にして長安入りの日が二十五日と確定されるとすれば弘福寺晋入の日は當にその翌日即ち二十六日でなければならなくなる。同前掲の「」の部分即ち彦棕の筆の部分を見るに弘福寺晋入の日を以つて二十八日としてゐる様であるが二十八日は如何に考へても不合理なことに前にも言つた通りで確かに二十六日の誤りであらうと思ふから、是から推しても玄奘の弘福寺晋入の日は二十六日でなければならぬと思ふ。

偕て若し冥詳の據れる惠立の原著に玄奘の長安入りの日が歴然と書かれてゐたとしたなれば冥詳は

何としてそれを無視して却つて弘福寺晋入の日を以つて二十五日とすることが出来様、これ惠立原著には日附が無かつたと考へられる所以で恐らく冥詳は玄奘の長安入りの日を惠立の「論」から誤つて轉用し弘福寺晋入の日となしたか又はそれに近い何等かの理由から、かく誤つたものであらうと思ふ。然るに現慈恩傳には明らかに景子としてあるのはこれ彦棕の補筆によるもので、而も景子は長歴に照すに正月七日に當り正しき史實とは頗る懸隔があり、正に後で述べる様に彦棕の筆になることを示す著るしい特徴である。

最後に少しく慈恩傳の史料に就いて略説して見度い。先づ惠立原著の部分に於ける資料に就いて考ふるに彼が大唐西域記を參考にしたことは明らかである。何となればこれには二つの理由が存する。

a、惠立が西域記の文を拔萃せる跡あり。

b、西域記を參看することを讀者に要求せる所あり。

a、に就いてはその實例が相當にあるが例へば慈恩傳第四卷の僧伽羅國の師子女の故事は西域記第十一卷の僧伽羅國の項下の拔萃と思はれ、慈恩傳第三卷の那爛陀寺緣起傳説の記事は西域記第九卷のそのの拔萃である如きは兩者を校比する者何人もが肯づく所であらう。

b、の例は慈恩傳第二卷中の瞿波羅龍王窟に於ける玄奘の事蹟の記事の終りに窟門外のことと言及し「窟門外更有衆多聖迹。説如別傳」とあり。是正に西域記第二卷の耶揭羅曷國項下の「影窟門外」の條

の記事を指してゐるものと思ふ。即ち別傳とは他ならぬ西域記を指すものである。更に慈恩傳第四卷には明らかに「語在西域記」と言つて讀者に對して僧伽羅の國名は一説商人子名より由來せることに關する西域記第一卷の僧伽羅國項下の記事を參看す可きことを指定してゐる如きはそれである。

西域記の他に當時即ち太宗末年西域記撰述以後惠立の原著成立の時代に惠立原著の資料となり得るどんな資料があつたか。惠立は玄奘の譯場の一員であつたから玄奘の讐咳に親しく接してその閱歷談を聞いたであらうと思ふ。これは單なる推測ではあるが必ずや生きた資料として採り込まれてゐるであらう。又大唐西域記を撰述するに用ひられた資料は惠立原著の成立僅か二年許り前のことであるから必ずや完存したであらう。惠立がその「論」の中で「況法師不朽之神功。棟梁之大業。豈可緘默明時。而無稱述者也」と言つてゐるのも寧ろ斯様な状態を指すものと考へてこそ脈が立つと思ふ。大唐西域記は辯機が玄奘から「志記」を受けて其の文を倫次して撰述したものである。⑩而してその「志記」とは西域記の事實に就いて考ふる時は(1)廻記(第一卷)(2)先志(各卷)(3)印度記(第四卷)(4)國志(第三卷)と言ふ種類のもので(2)以下のものは恐らく印度或は其他の國に於ける梵文の原書から玄奘によつて翻譯せられたものであらう。さればこそ西域記には三藏法師玄奘奉詔譯。大總持寺沙門辯機撰の署名があるのだと思ふ。⑪惠立原著の大唐西域記と文章の似てゐる箇所或る部分は或は惠立が單に西域記のみならず是等の直接資料を用ひたことに起因してゐると考へることは左迄荒唐の説ではなからう。(1)の廻記と言

ふものは如何なるものか判然しないがその名稱から考へる時は恐らく玄奘自筆になる旅行記ではなかつたかと思ふ。明治四十年刊になる大唐西域記考異によれば、西域記第一卷二十七頁の「廻記」なる二字の傍に或る古寫本は「慈恩也」と言ふ註の施されてあつたことが知られる。此處に謂ゆる慈恩傳は言ふまでもなく慈恩傳の前五卷中の記事を指すものであるが、是即ち惠立の原著慈恩三藏行傳に當るもので慈恩三藏行傳の部分の慈恩傳が玄奘の旅行記の性質を帯びてゐることは夙に諸學者も認むる所である。大唐西域記は勿論慈恩三藏行傳に先行するもので、それが慈恩傳即ち三藏行傳を引用する筈はないけれども古人の「廻記」に對する解釋が吾人と等しく玄奘の「旅行記」であるとしてゐる點は一致すると思ふ。而して吾人は既に古人に一步を進めて廻記が慈恩傳でないことを知つてゐるから寧ろこれによつて「玄奘自筆になる旅行記」とするの妥當なるを覺え慈恩傳の旅行記たる性質は惠立が此の廻記から受繼いだものであると思ふ。大唐西域記も辯機が「行次即書。不存編比」と言つてゐて大體玄奘の旅行の順序を髣髴してゐるが必ずしも絶對に之を履んでゐない。是は辯機が便宜上「廻記」によつてその大綱を作つたであらうが元々西域記は方志であるから、便宜が悪ければ行途の順を脱して方志の體を顯はすことは當然であると思ふ。然し惠立の原著の主目的は玄奘の旅行そのものにあつたから出来る限り忠實に之によつたものであらう。而して恐らく此の廻記には玄奘の旅行の途次のみならずその間に於ける玄奘を中心とした種々の事件や見聞等も書いてあつたらう。そして恐らく是等の事實は西域

記がその本来の性質から省略した部分であることを慈恩傳は忠實に採録したのではないかと思はれる。か様に惠立がその資料としたものは原著成立の年代が玄奘歸唐後日猶淺かつた故に何れも新鮮且つ完全なものであつた様であるが、彦棕が其の後半五卷を補つた時代は既に玄奘遷化後凡そ二十年の歲月を經過し資料も可なり散失してゐたらしく彦棕自身も慈恩傳第八卷中「表文失」と註してゐる有様である。従つて彼の用ひた資料は幾分疎雜の譏りを免れぬ様である。例へば明かに既に高宗の治世に於いて編輯されてゐたと思はれる大唐三藏玄奘法師表啓(5)の如き可成りに纏まつてゐる貴重な資料を用ひし跡なく却つて當時存在してゐた玄奘上表の原稿又は原稿に近いものと思はれるものを堂々収録してゐる如きこれである。左に一二此の例を擧げて見よう。

慈恩傳第六卷中貞觀二十年秋七月辛卯(一日)に上つたとしてゐる新翻經を奏上する表文は「表啓」所收の進經論等表と甚だしく異つてゐる。而して兩者中何れが眞に上表されたものかと言ふに「表啓」には捧呈の日附けを以つて貞觀二十年七月十三日沙門玄奘上としてあり、眞詳の大唐故三藏玄奘法師行狀にも同じく「至二十年秋七月十三日進新翻經」としてあるから、日附けの一致から考へて「表啓」所收のものは眞に上表された表文と見るのが妥當であらう。然らば慈恩傳所收のものは彦棕の僞作であるか。曰く斷じて然らず。その證據を述べんに大體此の表は次の様な四つの部分に分割して考へ得ると思ふ。

I、竊聞八正之旨……………其利博哉。

II、次復嚴顯求經……………雖握管淹時未遂終訖。

III、已絕筆者見得……………謹詣闕奉進。

IV、竊見弘福寺云々……………千載之外瞻仰無絕。

而してIは冥詳の「行狀」文末に表文としてなく、引用されてゐる。IIの部分は一寸不明に屬するがIIIは「表啓」所收の「進經論等表」の一部を形成し、IVは同じく「請太宗文皇帝作經序并題經表」の後半としてその文酷似する。即ちIによつて判明する如く本表は已に彦棕より以前遠く冥詳の時代に於いて引用されてゐる故に決して彦棕が偽作したものではない。蓋し是は玄奘在世時代から存したもので、III、IVによつて考察するに恐らく是は「表啓」所收の二表文の原稿ではなかつたかと思ふ。元來玄奘は貞觀二十年七月當時次の様な考へを持つてゐた様である。即ち

1、一部完成せる新翻の經論を太宗に奏上し度い。

2、奉詔譯の大唐西域記が完成したので奏上し度い。

3、太宗の經序並に經題が奏請し度い。

かうした願望は「行狀」によれば次の様な形で行爲されたのである。

至二十年秋七月十三日進新翻經。并請仰製經序及進西域記。

此の行爲の具體的事實が即ち今日「表啓」中に於いてみる何れも七月十三日附けの三つの表文なのである。此の三つの表文にはそれ々々進經論等表、進西域記表及び請太宗文皇帝作經序并題經表と題が附されてゐる。さて事實に於て玄奘は新翻の經論を進奉する表と經序經題を奏請する表文は別々に提出してゐるけれども彼は元來此の二表文を一表文で間に合はせる積りで初めに彦棕引用の如き表文を起草したものでないだらうか。即ち換言すれば彦棕引用の表文は後で二つの表文に別々に書き改められたものゝ原稿であつたと考へることが妥當ではないかと思はれる。同様なことが彦棕が乙未（五日）に上奏されたとしてゐる西域記を進める表文に就いて言ひ得ると思ふ。彦棕引用の進西域記の表と「表啓」所收のそれとは甚だしい出入がある。然し文章の上から言ふならば寧ろ「表啓」の方がより修美化されてゐると思ふから勿論これは彦棕引用のものが表啓所收のものゝ原稿の性質を以つてゐるものであらう。而して其等の著るしい日附けの相違は後述する様に彦棕の特徵的な杜撰から由來してゐるものである。右と同じ様な場合は猶他に第七卷の袈裟及び剃刀を賜ひしに謝する表文に對する「表啓」所收の「謝納袈裟剃刀表」の關係、同じく述聖記に謝する表文と「表啓」中の「謝述聖記啓」の關係に於いても見出されるのである。而して彦棕引用の表文は以上三四の場合を除いては左程大した出入は無い様なものゝ彦棕は決して「表啓」程完全なものを用ひず却つて斷片的に散在したものを拾聚採録した痕は「表文」中には歴然と存するものを「表文失」と稱して引用し得なかつたり又前述の様に眞物で

ないものを眞物と誤つて採録してゐると言ふ様な事實に於いて自ら表れてゐると思ふ。然し其の爲めに又「表啓」が逸して傳へなかつた勅書とか表啓の類をも彦棕によつて初めて傳へられてゐると言ふ場合もあるから慈恩傳は慈恩傳としての別の價值を持つてゐるとも言ひ得られるのである。

彦棕の據れる資料は右の他にどんなものがあつたか。左に簡單に列擧して見よう。

- 1、太宗の大唐三藏聖教序（第六卷）
- 2、高宗在春宮日製の述聖記（第七卷）
- 3、菩薩藏經後序（高宗在春宮日作）（第七卷）
- 4、賈敦贖の手簡（第七卷）
- 5、玄奘自述誠願（第七卷）
- 6、印度の智光惠天等との往復書簡（第七卷）
- 7、呂才著因明註解立破義圖序（第八卷）
- 8、惠立の于志寧に致せる書簡（第八卷）
- 9、柳宣と僧明璿との往復文書（第八卷）
- 10、道宣著道宣律師感通錄（？）（第十卷）
- 11、冥詳著大唐故三藏玄奘法師行狀

これは大體であるが、尙ほ玄奘と直接的な關係はないが間接的に關係ある皇帝の勅書や郡公等の表文（第八卷）等も見のがせないと思ふ。

太宗の聖教序と高宗の述聖記は今日も尙大慈恩寺の雁塔中に刻石されて残つてゐる。又その文は金石粹篇や金石影中に録されてゐるが彦棕所引のものとは殆んど出入がない。菩薩藏經後序、呂才の著書等及び書簡の類は多く散失してゐるがたゞ柳宣と僧明璿との往復文書は彦棕以前に既に道宣が廣弘明集に収録してゐるがその文亦殆んど出入を見ない。彦棕は又道宣の道宣律師感通錄を引用した様であるけれども現今の道宣律師感通錄には彦棕が言つてゐる様な、道宣が玄奘に就いて感通した事實は記されてゐない様である。彦棕の讀んだものには此の神秘的説話があつたのかも知れないが彦棕は事實を乾封中のこととしてあり現今の感通錄は麟徳元年の撰と銘打つてゐるから現今の本には無いのが當然で彦棕の讀んだのは今のは全然別な本であつたかも知れない。何れにしてもこれははつきりしないけれども彦棕が道宣の何等かの著書を引用したのは明かであらう。

冥詳の大唐故三藏玄奘法師行狀は恐らく彦棕にとつては指導的な存在であつた様である。彦棕の執筆の部分の根幹が「行狀」にあることは兩者を比讀して見て何人と雖も否とは言へないであらう。彦棕は單にその根幹を「行狀」に採つてゐるのみでなく自己感懷の語すら「行狀」から採つて綴つてゐる。即ち第七卷の初めの所にある「釋彦棕箋述曰」の文を見るに

釋彦棕箋述曰自二聖序文出後。王公百辟²法俗黎庶。手舞足踏³。觀詠德音⁴。內外揄揚。未浹⁵辰而周六合。慈雲再蔭。慧日重明。歸依之徒。波廻霧委。所謂上之化下。猶風靡草。其斯之謂乎。如來所以法付國王良爲此也。

とあつて是は全く「行狀」に於ける冥詳の感懷の文そのまゝと言つていゝ。左に校異を出して見よう。

1、「王公百辟」行狀無。有別文數行。2、「法俗黎庶」行狀作「四方道俗」而四字上有「自此之後」四字。

3、行狀作歌。4、行狀作連、5、未字上行狀有會字、6、行狀作晨。7、行狀作諸。8、其字以下行狀無。かうして彦棕は冥詳の「行狀」を可成り深い程度で參考にしてはゐるけれども肝要な玄奘の行動事蹟に就いて彦棕自身の有してゐた資料に禍ひされたのか又は後述する様に彼の「時」と言ふものに對す觀念の稀薄な爲めか兩書の時日即ち日附けに於ては可成り相異がある。これは前にも一寸言つた通りである。

彦棕が時の觀念に於いても非常に缺點があると言ふことは彦棕執筆の部分に於ける最も著明特徴的な性質であると思ふ。彦棕の執筆した部分の日付けは干支と數字の日附けが混用され、數字の日附けは冥詳や道宣の玄奘傳及び「表啓」等のそれと殆ど一致するけれども干支の日附けは其等に單に一致しないのみならず、冥詳、道宣の玄奘傳及び「表啓」などは何れも特別の場合の他絶對に干支日附けを用ひてゐないから、干支日附は全く彦棕の手になつたものと思ふ。偕て彦棕干支日附の誤りはどんなも

のであるか左に一二例を挙げ、次にその類に屬するものを列擧して置かう。第六卷の貞觀十九年六月戊戌に諸州より學僧が長安に翻譯事業の爲めに召集せられ、譯場が成立して同じく丁卯に

操貝葉開演梵文創譯菩薩藏經。佛地經。六門陀羅尼經。顯揚聖教論等四部。其翻六門經當日了。佛地經至辛巳了云々

と言つてゐるのは續高僧傳の玄奘本傳に

其年(年十九)五月創開翻譯。大菩薩經二十卷。余(道宣)爲執筆。并刪綴詞理。

とある確實性ある記録並びに開玄錄の記録などによれば大菩薩藏經の翻譯は五月中に已に開譯せられてゐるのであつて従つて翻經僧の長安召集を以て六月とすることは疑問とす可きのみならず、丁卯とか辛巳などと言ふ日は六月中にはないのである。又第七卷の高宗在春宮日の述聖記は貞觀二十二年夏六月に賜つた様に記してあるが

二十二年夏六月天皇大帝居春宮。奉觀聖文、又製述聖記。

行狀では述聖記に當然先行する太宗の大唐三藏聖教序さへ二十二年八月四日に初めて完成したとしてゐるのであつてそれに對する玄奘の謝表は「表啓」には謝太宗文皇帝製三藏聖教序表の文末に貞觀二十二年八月五日沙門玄奘上とあり、「行狀」の四日に完成したとしてゐるのは同時に賜つたことを意味してゐるのであるとすれば「行狀」の記事は精確であるとす可きで、彥棕の誤謬は明かである。其の他に就

いて此の種の例を氣付いたゞけ舉げて見よう。

一。第六卷の貞觀二十年秋七月丁酉の表文は、太宗の「省書具悉來意云々」と言ふ彦棕が丙申(六日)に下したとなす勅書に對する重表で「表啓」によれば貞觀二十年七月十四日に奏せられた謝太宗文皇帝勅書表に該當するものである。所で彦棕が丙申に下された勅書となしてゐるものは「表啓」の太宗文皇帝報請作經序勅書と題する貞觀二十年七月十三日附けの勅書に該當する。而して丙申は十三日に當らないから丁酉又十四日に當らず。而も進新翻經論等以下二表の進奉日時との關聯に於いて考へると彦棕の記してゐる日附はたしかに誤謬なることが判明する。

二。貞觀二十二年六月庚辰は長歴と合はぬ。(第六卷)(第七卷)

三。永徽三年五月乙卯は長歴に合はぬ。(第七卷)

四。顯慶元年正月景寅皇太子忠自以非嫡。不敢久處元良云々(第八卷)と言ふ事件は新舊唐書の高宗本紀に春正月辛未^⑤の出來事としてあつて史實と合はぬ。

五。顯慶元年三月丁亥(第八卷)は他の寫本宋本等に依るに何れも庚申となつてゐる。丁亥は二十三日に當るけれども庚申は長歴に合はぬ。そしてこれは何れが正しいのか判明し難い。

六。顯慶元年春三月癸亥及甲子(第九卷)は何れも長歴と合はぬ。又續いて乙丑、景寅の二日が記るさ
れ、其の文章は三月の癸亥甲子乙丑景寅と相繼起して生じた事柄を記してゐるのであるが已に癸亥甲

子が長歴に合はぬ上に乙丑は三月一日であるから記日の上に大なる誤謬のあることがわかる。

七。顯慶元年秋八月戊子十九日(第十卷)に西明寺を起工したとなす戊子は十九日に當らぬ。且つ長歴に照して推測するに八月に戊子の日は存在しない。十九日と言ふ日をたとへ正しいとしてもそれは辛亥であつて他でない。其の他に就いては篇中時に應じて指摘した通りである。

尙ほ彦棕が道宣の續高僧傳を參考にしたかどうかにか就いて考ふるに陽性に其事實を證明し難い様である。彦棕が若し道宣の續高僧傳の玄奘本傳を參考にしたなれば何等かの痕跡を留めてもいゝ様に思ふ。然るに道宣が冥詳の「行狀」に據つたが爲めに幾分彦棕の慈恩傳と似てゐる點があると言ふ他積極的に彦棕が道宣の玄奘本傳を參考にしたと證明し得る點は一つもなく、たゞ玄奘を中心とし又は話題とした諸會話體の文に於いて幾分似た様な事を言つてゐるが彦棕のものは道宣のに比して遙かに精しく記されてゐるから恐らく此等のものは何等かの形に於ける記録に記されてゐたものを彦棕が使用したのであつて必ずしも道宣の玄奘本傳から採り來つて敷衍したものとは考へられぬ。即ち道宣と彦棕とは同一の資料に據つたとは言ひ得るが後者が前者を參考したと考へ難い様である。

以上で大體玄奘の傳記書慈恩傳の成立に就いて考察を遂げた積りである。偕今日玄奘の傳記としては通覽する所どんなものが残つてゐるか、次に列記して見よう。

- 1、大唐大慈恩寺三藏法師傳。
- 2、大唐故三藏玄奘法師行狀。
- 3、續高僧傳玄奘本傳。
- 4、開元錄

玄奘傳

等はその主なるものである。他に全傳ではないが可成り晩年までのことを記した極めて概略の傳記が集古今佛道論衡卷丙にあり又全傳ではあるが極めて略傳でしかも殆んど徹頭徹尾慈恩傳に據つた大唐三藏大遍覺法師塔銘並序の文がある。開元錄の玄奘傳は殆んど慈恩傳と續高僧傳の玄奘本傳を混合して適宜案配したもので何等獨創的な著述ではない。左にこれ等の著述の系統を略出して見よう。

一。惠立原著五卷を抄録し且つ玄奘歸唐後の略傳を附加したのが冥詳の大唐故三藏玄奘法師行狀一卷で之に據つて獨自の立場から作られたのが道宣の玄奘本傳である。

二。惠立原著五卷をそのまゝとし之に冥詳の大唐故三藏玄奘法師行狀の歸唐以後の略傳を根幹として五卷を附加したものが彦棕の大唐大慈恩寺三藏法師傳十卷であり更に之を抄録したものは劉軻の大唐三藏大遍覺法師塔銘並序である。

三。道宣の玄奘本傳と彦棕の大唐大慈恩寺三藏法師傳十卷を取捨して混成されたのが智昇の開元錄に於ける玄奘傳で貞元錄は全くこれを採録してゐるに過ぎぬ。

即ち惠立原著はあらゆる玄奘傳に於いて其の歸唐以前の傳記の直接な又間接な根本的素材となつてゐる。而して冥詳の著書は玄奘の歸唐後の傳記に關して同様の立場を有してゐると見るを得る。此の意味に於いて慈恩傳の前五卷と冥詳の「行狀」の後半部とは共に權威的な資料であるとなすことが出來

ると思ふ。

① 玄非の生年に就いては記録の明記したものがない。然し小泉策太郎氏所藏「寺沙門玄非上表記」の法師玄非重請入山表に「自奉詔翻譯一十五年。夙夜匪遑思力疲盡。行年六十年。又嬰風疲々」とあるに據れば玄非が勅を奉じて弘福寺に譯揚を聞いたのは續高僧傳の玄非本傳及び慈恩傳第七卷に引かれてゐる高宗の述聖記に貞觀十九年二月六日であるから、それから十五年と言へば正に顯慶四年に當り、時に玄非を六十歳とすればその生年は當然隋文の開皇二十年でなければならぬ。猶ほついでに彼の

664 A. D.

689 A. D.

690 A. D.

691 A. D.

692 A. D.

693 A. D.

694 A. D.

695 A. D.

696 A. D.

697 A. D.

698 A. D.

699 A. D.

歿年は麟德元年で異説はないが年齢に甚だしい相違がある（松本文三郎博士東洋文化の研究。及び女師大學術季刊）。然し眞詳の六十三歳は六十五の誤り、大通覺法師塔銘の六十九の九は五の誤りであることは明らかであらう。又舊唐書（一九一巻）の玄

非傳の五十六は轉倒による誤りである。慈恩傳はその歿の年齢が明かでない様だが彦棕は恐らく麟德元年の條下に記す可き玄

非六十五歳の時、大寶積經を譯することを弟子に請求され拒否して曰つた述懷（行狀）を、誤つて顯慶五年の條下の大般若經

翻譯の項中に記載した爲め顯慶五年より麟德元年までの記述上の時間的空隙の間に「玄非今年六十有五」と云ふ語が彷徨するに

至つて遂にその歿年が明瞭でなくなつたものと思ふ。故に此の點を考慮せば慈恩傳も亦玄非の歿年を六十五となしてゐると言

ふ消極的な證明になると思ふ（慈恩傳第十卷參看）。又諸書は一致して武德五年を以つて玄非二十一歳或は満で二十歳となしてゐるが玄

非の生年を開皇二十年とすれば武德五年は正に其の二十三歳の時であり、滿二十、又は數へ年の二十一歳は武德三年でなければ

ならぬ。故にこゝ諸書が基づいてゐる所の惠立原著の誤りに由來する傳統的な誤謬であると思はれる。（惠立原著と他の諸

書については本誌）。即ちこの誤謬は抑々惠立が武德三年の三を誤つて五に讀んで記載したことに端を發してゐると思はれる。猶

貞觀三年の玄非出發の年齢を以つて或は二十六とし或は二十九となしてゐるのは頗る疑問で検討を要する點である。因に記す

貞觀三年は玄非三十歳（年數）の時である。

② 貞觀三年仲秋朔且即ち八月一日なることは大唐西域記の辯機の記事に記されてゐる所である。然るに慈恩傳第五卷の子固から

上つた玄非上表には高麗本以下の板本何れも貞觀三年四月となつてゐる。たゞ我邦に傳れる興福寺寫本及び松本博士所藏本に

は四月の二字なし。蓋し四月の二字は「貞觀三年四月冒越憲章。私往天竺云々」の冒字より誤れる衍字であらう。猶梁啓超氏が中國歴史研究法二百四十一—二百四十四頁に於いて玄奘發途の年次を貞觀元年と主張してから之に譏する人も少くないが之は猶大いに検討を要することゝ輕々に三年説を否定し去るわけには行かぬ。

- ③ St. Julien, *Hioen-Tsang, (Histoire de la vie de Hioen-Tsang et de ses voyages dans l'Inde)*
- ④ S. Beal, *Life of Hioen-Tsang.*
- ⑤ Thomas Waters, *On Yuan-Chwang, II vols.*
- ⑥ 「行狀」「表啓」によれば貞觀二十年七月十三日奏上せられてゐる。
- ⑦ 大乘起信論之研究。一頁。
- ⑧ 東洋文化の研究。三十七頁。
- ⑨ 高麗板のタイトルに依る。彦憬序には總べて大唐の二字を冠してゐるが、本文に於いては高麗板のみが總べての卷に大唐を冠した題號を用ひ他の寫本等では或は冠し或は冠してゐない。
730 A. D.
- ⑩ 開元錄正しくは開元釋教錄はその序文によつて開元十八年の撰なること明かである。
1103 A. D.
- ⑪ 崇寧二年刊。
1148 A. D.
- ⑫ 紹興戊辰刊。
1071 A. D.
- ⑬ 延久三年書寫。
1126 A. D.
- ⑭ 大治元年移點畢。
839 A. D.
- ⑮ 唐劉軻撰。開成四年五月十六日建碑。王昶著金石萃編卷一百十三。唐七十三の部參看。
838 A. D.
- ⑯ 宋高僧傳は宋僧贊寧撰。卷頭の上表によれば端拱元年十月に奏上せる。
- ⑰ 本誌第94頁の彦憬本傳の引用文參看。

⑬ 勿論これが完名でないことは凡そ想像され得ることであるが、その恐らくもつと修飾された形の完名は今日不幸にして知り難
し。

⑭ St. Julisu, Hioen-T'sang; Preface p. LXXVII.

⑮ *ibid.* P. LXXVII-LXXIX. 本誌106頁の彦棕本傳の引用文參看。

⑯ *ibid.* p. LXXVII. note 1.

⑰ 興福寺寫本、松本博士所藏寫本には垂拱四年二月十五日仰止となつてゐる。宋板以下の板本には之の記事が存しない。

⑱ 東洋文化の研究。頁三十七。參看。

⑲ 唐の字はたゞ高麗本に存するのみ。

⑳ 兩唐書本紀。慈本傳第七卷による。

㉑ 玄非本傳は第四卷にあり。續高僧傳の製作年代に就いて精しくは史學雜誌(第四十卷)岩井大慧氏の「善導傳の一考察六四—六五頁」を參考のこと。

㉒ 十月以後の記事には兩書共に時間的ギャップがある。

㉓ 猶ほ資治通鑑唐紀卷十五には冬十月癸丑車駕還京師とある。

㉔ 彦棕の記事には他の玄非傳に比して左程大した事實上の誤謬はない様である。猶註55を參看すること。

㉕ 本誌122頁以下參看のこと。

㉖ 而し此處に異論を出し得る一つの記録がある。即ち道宣が著した集古今佛道論衡卷丁の顯慶二年六月十二日の條下に惠立の略歴がのせてあり、それに據ると「貞觀三年出家住幽州照仁寺。一坐北荒二十餘載……慈恩譯經通訪巖穴……永徽元年舉以申省依追參譯云々」とある。即ち惠立が譯場に關係し出したのは永徽元年からと言ふことになりそれ以前には彼は長安にさへゐなかつたので勿論玄非傳等を書き得なかつたかと思はれる。開元錄の惠立小傳にも惠立が譯經と關係を生じたのは慈恩寺時代か

らである様に書いてある(參看)。とすると、是もたとへ惠立が貞觀二十三年の初頭に慈恩寺僧になつたとしても、「行傳」を起稿して完成するには餘りに我が考定せし所は短日月に過ぎる様に思はれぬこともない。而し慈恩傳第六卷には惠立は玄非の譯經の開始と共に已に弘福の譯場に召されたことになつてたり(その項參看)、彦悰の執筆せし所は日附けに於いてこそ誤謬があるが事實は一般に他の玄非傳に比して餘り途方もなく間違つてはゐないから恐らく彦悰の傳へてゐる所は確かだらうし又本篇に於いて我が極力考察せし所も左程暴論とも思はれないから、事實上より觀察して道宣の所傳及び開元錄の惠立小傳の所傳には何等かの缺陷があるのではないかと思ふ。

657 A. D.

③② 集古今佛道論衡卷丁の惠立の略歴によれば顯慶二年七月に西明寺都維那に補充されてゐるからそれ以前は慈恩寺にゐたのである。(慈恩傳第八卷の惠立が干志寧に致せる所の手簡は慈恩寺の譯經僧としてのものである、その時代は正に永徽六年に當る)

③③ 宋高僧傳第十七卷參看。彦悰本傳と共にその出典は彦悰の序にあること一見して了解出來やう。

③④ 集古今佛道論衡卷丁の顯慶二年の條下。

③⑤ 開元錄卷十三、同じく略出錄卷四の「大慈恩寺三藏法師傳」の項參看。

659 A. D.

③⑥ 玄非は晩年玉華寺に入り、遂に其處にて入寂したが其の玉華寺入りは慈恩傳卷十に依れば顯慶四年冬十月に當る。

③⑦ 後字は宋板以下の板本は彼字に作つてゐるけれども此處に於いては後字に作る方がより正しいと思ふ。(大日本校訂大藏經靈叟七參看)

③⑧ 宋高僧傳卷第十四參看。

③⑨ 釋迦方志二卷はその序に「貞觀譯經營參位席。傍出西記。(中略)但以紙最易繫閱鏡難盡。(中略)故撮綱猷爲一(二)卷」とあり。

④⑩ 此處には主として惠立原著と道宣冥詳の各著のそれ々の關係を述べた爲めに玄非歸唐以後の道宣と冥詳の各著書の關係の例を述べなかつたけれども此の部分に於いても兩者の關係は同じで、道宣は冥詳の著書をその素材の一つとして用ひたのである。

④⑪ 戒日王の歿年は少くも貞觀二十二年の僅か以前であつた筈故(舊唐書太宗本紀二十二年五月庚子の條及び、新唐書二百二十一上天竺國條下の王玄策逸事參看) 惠立が永徽之末としてゐるのは誤りで恐らく惠立の錯覺に基づくものであらう。而して冥詳の行狀及び道宣の玄非本傳が共に惠立と同じく

永徽の末としてゐる所以はそれ等の書の間に本誌¹²⁶以下に記す様な關係があるからである。

⑫ 是は鄭氏六藝論の文であるが今佚して傳らぬ。吾が引用のものは孔穎達疏に引かれた毛詩正義の文である。(宋本十三經注疏毛註疏本による)

⑬ St. Julien, *Hienou-Tsang*; p. 351 note 1

⑭ S. Beal, *Life of Hienou-Tsang*; Introduction p. I.

⑮ *ibid.* Introduction p. I.

⑯ 境野黄洋博士支那佛教史の研究第十四章、玄奘三藏の所謂傳聞二十八國三三五—三二六頁。

⑰ 松本文三郎博士、東洋文化の研究三六一—三七頁。

⑱ 本誌113頁の「行狀」の引用文參看のこと。

⑲ 景子は丙子である。丙を景となすは唐高祖の父昉の諱を避けし結果である。史學雜誌第十二卷、中山久四郎氏論文「支那歴代避諱通考」及び燕京學報(第四期。民)所載陳垣氏の史諱舉例を參看のこと。

⑳ 大唐西域記第十二卷末辯機の記證參看。

㉑ シュリアン氏は三藏法師玄奘詔譯とは大唐西域記中の歴史、考古學、傳説等に關する根本的記事の根據が梵文原典にあつたと云ふことを示す語であるとしてゐる。——Julien, *Hienou-Tsang*: p. face p. V note 2——

㉒ 高柔駒吉氏著大唐西域記 東南印度諸國の研究十頁—十四頁「西域記は地誌なり」の項參看。

㉓ 大唐西域記第十二卷末辯機記證參看。

㉔ 玄奘の上表集は二種あり一は知恩院所藏の天平神護元年四月廿二日書寫の華嚴八會剛目章の裏面にあり、一は小泉策太郎氏所藏にかゝるもので前者は大唐三藏玄奘法師表啓とあり「玄奘法師請附訊物及書往西域表」以前を完存しその次以後を缺く。後者は寺沙門玄奘上表記とあり「進經論等表」を除く他完存する。「表啓」は華嚴八會剛目章によつて裏面を利用せられたこと明か

慈恩傳の成立に就いて

第十七卷 第四號 六五三

でその缺損は實に剛目章書寫の際に生じたものであらう。けれども「表啓」は「上表記」と異つて各表啓勅書の文末にそれ〴〵年月日を記してゐる點から考へて勿論より古體であると思ふ。而してこの二表啓集は恐らく同一藍本から出たものであつて、その各表啓勅書の題目に高宗の父を太宗と廟號で呼び高宗は「皇帝」と言つてゐる所から察して明白に高宗治世中の編纂であることが窺はれる。

- ⑤⑤ 金石萃編卷四十九唐九及「金石影所收、緒河南雁塔聖教序」。塚本靖、伊藤忠太、關野貞三氏編世界建塔大唐三藏聖教序碑を參看。但し慈恩傳卷七には緒遂良の筆になつた此の碑の建設年代が莫然としてゐて、ともすれば永徽三年の事のもうけとれるが此の前記諸書に收められてゐる碑文の末には永徽四年歲次癸丑十月己卯朔十五日癸巳建と明記してある。此の一例に據つても亦彦悰の記述に於ける時の觀念の稀薄性を窺ふことが出来、同時に其の記事に於いては相當に精確なものであることが確信される。高宗の述聖記も右に同じくたゞ建設の日が同年十二月戊寅朔十日丁亥建となつてゐるのみである。

⑤⑥ 道宣撰廣弘明集卷二十二參看。廣弘明集は麟德元年の撰に屬す。

⑤⑦ 開元錄卷八に大菩薩藏經二十卷の下に細註を施して「貞觀十九年五月二日於西京弘福寺翻經院。至九月二日畢云」とあり。

⑤⑧ 資治通鑑唐紀十五永徽六年の條に「春正月庚寅立皇子弘爲代王賢爲潞王」とあつて此の事件を庚寅のことにしてゐる。

(昭和七年八月二十九日稿)